

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勤続日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画の贈与に関する日本国政府とコートジボワール政府との間の交換公文	第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	5,027,000千円 2026.12.31まで	2019.1.8 アビジヤンで (同日)	日本側 倉光秀彰在コートジボワール大使 コートジボワール側 セル・アモン＝タノ＝外務大臣	2019.1.21 16号
コートジボワール	大アビジヤン圏母子保健サービス改善のためのココデイ大学病院整備計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール政府との間の交換公文	大アビジヤン圏母子保健サービス改善のためのココデイ大学病院整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	126,000千円 2021.9.30まで	2019.3.11 アビジヤンで (同日)	日本側 倉光秀彰在コートジボワール大使 コートジボワール側 セル・アモン＝タノ＝外務大臣	2019.4.3 108号
コートジボワール	大アビジヤン圏母子保健サービス改善のためのココデイ大学病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール政府との間の交換公文	大アビジヤン圏母子保健サービス改善のためのココデイ大学病院整備計画を実施するために必要な役務の購入	4,163,000千円 2025.12.31まで	2019.9.13 アビジヤンで (同日)	日本側 倉光秀彰在コートジボワール大使 コートジボワール側 セル・アモン＝タノ＝外務大臣	2019.9.30 161号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めていないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。